

●補助金申請について

1	申請から 補助金の交付（指定口座への着金）までどれくらいかかりますか？	事業実施や申請 状況によって異なりますが、下記が目安となります。 ①申請から交付決定（約2週間から1か月程度） ②事業終了後、報告書提出 ③実績報告提出から額確定（約2週間から1か月程度） ④確定通知が届いてから約1～2か月程度で指定口座に着金となります。 ※時期によって前後します。
2	最新年度の納税証明書とありますが、最新というのはいつの時点での最新でしょうか？ また、交付申請の時に最新として「納期が到達している直近の決算期」の納税証明書が提出されればよいでしょうか？	交付申請時点における最新の納税証明書をご提出ください。

●対象・対象外経費について

1	看板制作は対象になりますか？	看板は、自社の敷地内に作るものは、対象外。 自社以外のビル等に看板を取り付けする場合は、「販路開拓のための広告」であれば、審査対象となります。
2	自社ホームページ作成は、広告掲載料等に含まれますか？	ホームページ作成、ランディングページ作成は対象外となります。
3	Web広告を委託する場合の運用費は対象ですか？	有料広告の掲載を依頼する場合は対象です。
4	動画、SNS広告は対象になりますか？	SNSの有料広告に掲載する場合は、対象となります。自社のアカウントなどに投稿するだけでは、広告掲載の対象外となります。
5	チラシやパンフレットを印刷した際のポスティング費用は対象になりますか？	新規でチラシやパンフレットを作成をした場合のみ、外部へ委託する費用は対象となります。 従業員の人件費は対象外です。 なおポスティングについては、実績報告の際に、完了報告が必要となります。（配布期間・配布数・配布場所など）
6	チラシは、同じ内容でも、新たに発注するものは別の経費とみなされるのか？	「増刷」は対象外経費になります。
7	打合せ費用は対象になりますか？	対象外となります。
8	他社と共同で作ったチラシ、販促品などは対象となりますか？	原則、他社との共同でのチラシ、協賛のチラシは対象外ですが、地域グループによる申請により認められる場合があります。詳しくはQA内【地域グループについて】をご確認ください。
9	チラシやポスターパンフレット等のデザインやデータを制作したいが対象ですか？	紙、電子にかかわらず、デザインやデータ作成のみは対象外です。 紙のチラシは印刷して配布し、電子チラシは有料で掲載可能なサイトに掲載してください。

●地域グループについて

1	地域グループとは	複数の事業者で構成され、既に地域グループの名称が他者により発行するもの等で認知されている必要があります。 (例) ○○通り商店街
2	補助対象経費	複数の事業者が1つの完成品を作成する場合で、対象はチラシやリーフレットに限ります。
3	補助対象者	1つの完成品（チラシ、リーフレット）に対して、地域グループ内の事業者より委任を受け、代表して1社のみ申請可能です。なお、交付申請時に委任先から同意書兼委任状の提出が必要となります。
4	補助対象上限額	40万円
5	具体的な取り組み	チラシやリーフレットに店舗等を掲載。
6	注意事項	過去に当該補助金で申請した事業者については代表事業者にはなりません。

●提出物【実績報告】完成物及び利用が確認できる書類

1	チラシ、パンフレット、ポスター等	チラシ、パンフレット、カタログ：現物 ポスター：現物を提出。サイズの大きいものは貼っている状態の写真
2	新聞広告・雑誌等	現物または、広告の掲載箇所と表紙、発行日がわかるページの写し
3	看板、のぼり、タペストリー	設置している状態の写真
4	販促品	現物または、サイズの大きいものは写真
5	プレスリリース、ダイレクトメール、メールマガジン	実際の配信画面の写しと委託先の配信完了レポート（配信期間・配信数・配信対象など）
6	Web広告	<p>【業務委託する場合】 実際に広告が掲載された画面の印刷物と委託先会社が作成した完了報告書やレポート等（クリック数やインプレッション数、コンバージョン数、広告掲載料の単価等金額根拠が記載されているもの）をご提出ください。</p> <p>【自社で広告掲載を行う場合】 実際に広告が掲載された画面の印刷物と、広告掲載元（Google・Yahoo等の媒体）が発行する広告掲載料の算出根拠がわかる明細（クリック数やインプレッション数、コンバージョン数、広告掲載料の単価等金額根拠が記載されているもの）をご提出ください。</p>
7	補助金とは関係ないものとあわせて請求があり、支払った場合に提出する書類はなにか？	振込・クレジットともに、合算して支払ったすべての請求書やクレジットカード利用明細、支払完了が確認できる書類の提出が必要です。

●その他

1	区外へ転出したらどうなりますか？	補助金交付前に、転出した場合は対象外となります。
2	交付申請の内容から変更はできますか？	原則内容の変更はできません。 チラシ枚数等の増減については、変更しても構いませんが、交付決定時の金額を上限額とし、対象経費の2/3で実績報告時に審査を行います。